

一般社団法人 日本植物輸出協議会 会員規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本植物輸出協議会（以下、「当法人」という。）の会員について、協議会定款で定めるもののほか、この規定で定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 協議会定款第7条に規定する会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 正会員 当法人が行う国内外での宣伝広報活動、各種イベントに参加するために入会した花き生産者・農協等生産者団体関係者
- (3) オブザーバ会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(会費)

第3条 会費は年会費制とし、会員の種類に応じ、次のとおりとする。

- (1) 幹事会員 1口あたり10,000円とし、1口以上とする。
- (2) 正会員 会費制度なし
- (3) オブザーバ 会費制度なし

2 会費は、原則として、一括前払いとする。

3 年度途中で入会した会員の会費は、第1項に規定する年額とする。

4 年度途中で正会員から幹事会員に移行する場合の当該年度の会費は、第1項に規定する年額とする。

(加入期間)

第4条 会員の加入期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会員より退会の申し出が無い限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

(会員の権利)

第5条 会員は次の権利を有する。

(1) 幹事会員

- ①当法人の社員総会に出席し、議決に参加することができる。
- ②当法人が行う国内外での宣伝広報活動、各種イベントに参加することができる。
- ③当法人が開設する非公開型ソーシャルネットワークサービスを閲覧することができる。
- ④当法人が国内で行う有料の各種イベントに幹事会員特別価格で参加することができる。
- ⑤不定期発行のニュースレターを購読できる。

(2) 正会員

- ①当法人が行う国内外での宣伝広報活動、各種イベントに参加することができる。
- ②当法人が開設する非公開型ソーシャルネットワークサービスを閲覧することができる。

(3) オブザーバ

- ①当法人が行う国内外での宣伝広報活動、各種イベントに参加することができる。

②当法人が開設する非公開型ソーシャルネットワークサービスを閲覧することができる。

(会員の義務)

第6条 会員は次の義務を負う。

(1) 会員は、この規定のほか、法令、定款、理事会で定めるその他の規程等を順守しなければならない。

(2) 幹事会員は、第3条に規定する会費を納入しなければならない。

(3) 会員は、住所等入会内容に変更が生じた場合は、速やかに当法人へ届け出なければならない。

(入会の申込み)

第7条 入会申込書は、別に定める様式によるものとする。

(補足)

第8条 この規定に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成25年8月7日から施行する。